

## 平成29年度 第3回 益城町都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 平成29年12月20日(水)10時00分～12時30分
- 2 開催場所 益城町役場 仮設庁舎 別館2階本会議場
- 3 議案 熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の決定  
(益城町決定)
- 4 出席委員 益城町商工会会長 住永 金司  
益城町区長会会長 橋場 紀仁  
益城町婦人会会長 富田 セツコ  
益城町議会議長 稲田 忠則  
〃 建設経済常任委員会委員長 荒牧 昭博  
〃 総務常任委員会委員長 坂田 みはる  
〃 福祉常任委員会委員長 杉本 昭一  
益城町農業委員会会長 岩村 久雄
- 5 出席職員 都市建設課長 西口 博文  
〃 都市計画係長 森川 孝広  
〃 〃 主査 丸山 伸二  
復興整備課長 杉浦 信正  
〃 復興まちづくり係長 米満 博海  
〃 復興まちづくり係主査 園田 剛章  
〃 復興まちづくり係主事 千代田 卓
- 6 開催形態 全部公開

事務局 都市計画審議会を開会します。本日の都市計画審議会については、公開となります。審議会委員の出席は、8名全員です。益城町都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、今回の審議会は有効に成立しています。

稲田会長 (会長あいさつ)

西村町長 (町長あいさつ)

あいさつ要旨

本日は「熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の決定（益城町決定）について」の審議をお願いします。

今回の都市計画決定については、当初9月に都市計画決定を行う予定でしたが、地元の方々から事業に対する不安やご意見もいただきました。町として関係する皆様の不安や疑問点を解消のため、個別相談窓口の開設や座談会を随時開催しました。

当土地区画整理事業は、町と町議会で熊本県へ県事業として取り組んでいただくよう要望を行い、熊本県においても事業に係る予算措置もしていただきました。

つきましては、十分な審議をお願いするとともに、引き続き町復興に向けた取組みに対しご協力をお願いします。

事務局 西村町長は、他業務執行のため退席します。

【 配布資料確認 】

議案の審議に移ります。

議長 「熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の決定（益城町決定）について」事業担当課である復興整備課より説明をお願いします。

事務局 議案 熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の決定（益城町決定）について

－議案及び資料一覧－

- ・計画書 都市計画益城中央被災市街地復興土地区画整理事業
- ・理由書
- ・都市計画の策定の経緯の概要
- ・当事業に係る住民説明会時の議事録

- ・熊本都市計画 総括図
- ・計画図（区域を示した図：区域を赤線で明示）
- ・区域図（地区境界を示した写真添付：21 か所）
- ・縦覧期間中に提出された意見書
- ・意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解
- ・住民説明会時配布した資料

資料をもとに議案の説明

「計画書」、「理由書」、「都市計画の策定の経緯の概要」について説明

「熊本都市計画 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画について」住民説明会時資料を使って説明

#### 1 復興土地区画整理事業の必要性

##### 1-1 復興計画の概要

##### 1-2 復興計画の歩み

○生活環境の整備

○新たな都市基盤の整備

○協働のまちづくりの推進

##### 1-3 まちづくりの将来像と木山地区の役割

創造的復興の中心地－都市拠点（復興拠点）

##### 1-4 被災前・被災時・将来の課題

##### 1-5 都市拠点としての整備方針と事業手法

#### 2 事業区域の設定

##### 2-1 条件重ね図（1次条件：不良な条件）

##### 2-2 条件重ね図（2次条件：健全な条件）

事業区域の設定は、さまざまな条件を加味し設定（条件重ね図で説明）

#### 3 事業の概要

##### 3-1 事業概要（今回の都市計画で定める施行区域）

##### 3-2 事業でできること（区域内）

##### 3-3 事業でできること（区域外）

- 4 今後の進め方
  - 4-1 都市計画決定までのスケジュール
  - 4-2 事業スケジュール（案）
- 5 区域内のレイアウト（案）の説明
  - ・まちづくりのイメージ図を提示

資料（意見書の内容）確認のため説明を一時中断し、10分程度時間を設けたいと思います。

議長 これから10分程度資料確認の時間を設けます。

【午前10時55分まで資料確認】

議長 審議再開してもよろしいですか。

一同 （了承）

事務局 意見書関連資料について説明  
・意見書の要旨及び益城町の見解について

以上、議案の説明終了

#### 【質疑応答内容】

議長 意見質問のある方は、挙手願います。

住永委員 この議案は、木山地区の土地区画整理事業の審議ですが、委員の中には木山地区の住民は誰もいません。木山地区の住民の財産の話なのに、なぜ木山地区の人を入れないのか。説明会を開催しているが事業のメリット・デメリットをしっかりと説明しているか疑問があります。審議会に木山の住民を入れるよう検討願います。

議長 住永委員より審議会の委員について意見がありました。事務局お願いします。

事務局 都市計画審議会委員は、町都市計画審議会条例の規定に基づき委嘱しています。住民代表、議会代表、学識経験者、関係行政機関の中より8名委嘱しています。地元住民の意見を聴取するのであれば、条例を一部改正するのか、今後検討が必要です。

住永委員 条例で決まっているのは分かりました。しかし、木山地区の大事なこと

です。行政として木山地区の方を審議会に入れる判断をすべきではないでしょうか。皆さんの土地財産に関わる判断になるので、責任が重く採決できません。よその人の土地問題に私たちは踏み込めない。審議会の再審議を要望します。

議長 本審議会に、皆様は都市計画審議委員として招集しておりますので、土地区画整理事業の区域の都市計画決定に対しての意見を願います。

橋場委員 意見書の要旨及び益城町の見解について。第1に区域の決定「東南部の土地区画整理事業区域の境界を迫川から町道に変更することを要望」を図にて説明願います。第2に情報提供の項目で「スケジュールを住民に示すことを要望」とありますが、説明会や座談会で説明していたスケジュールが大幅に変わります。復興基金等の関係で12月まで住宅を再建する必要がある住民はいますか。第3に住民の同意割合について何%までが大多数となるのか、町の見解はどうでしょうか。

議長 橋場委員より3点質問がありました。事務局お願いします。

事務局 質問1について区域図にて場所説明します。地区界を迫川ではなく町道にして欲しい、区域を西側にずらしてほしいとの意見書でした。迫川部分にかなりの震災被害があり、特に文化会館の南東擁壁は段丘も有りかなりの被害です。迫川は、災害復旧にて工事を実施していますが、安全安心のためこの部分を入れ区域を設定しています。質問2について、今後のスケジュールでは基本計画・事業計画は同時進行としている。どのような事業内容にするか、特に道路・公園の配置については最初に決める必要があります。それにより宅地面積が決まります。その後、上・下水道や交通協議が始まります。関係する機関として県警・県土木等となります。先行買収は、平成30年2月から行うこととなります。県も補正予算が成立しました。先行買収は県と一緒に実施します。アンケートも実施中です。区画整理の事業内容が決まれば、施行者は熊本県となりますので、国の事業認可が必要です。今のスケジュールは予定ですので、各事項前後する部分はあると思いますがこれで進めます。事業認可が済むと、換地設計を行います、換地設計の住民承諾を頂き仮換地指定を行います。この換地設計は工事設計と同時に行います。あくまで、商工会・まちづくり協議会・各事業者と協議しながら一緒に進めます。スケジュー

ール逐次共有します、地元と一緒にしなければ事業は進みません、特に換地については一人一人と丁寧な協議を行い交渉します。復興基金やグループ補助金につきましては、延長をしていただけるよう国へ要望を行っています。12月までに基金等の関係で再建しなければならないということはありません。質問3事業の同意について、住民の同意は当然必要だと考えています。ただ何%の同意が必要ということではなく、町として大きな被害のあったこの町で、特に約500棟の内約400棟の建築物を公費解体した被害の大きい木山地区をこのままにしておけません。住民と協議しながら、安全安心な住宅地を提供することが将来に向けて必要なことだと判断し、土地区画整理事業を進めたい。住民説明会や座談会などで様々な意見をいただいた、一日も早い再建を願う住民、再建しなければ収入を得られない事業者、事業手法としても事業者が仮店舗などで商売を続けられるよう配慮します。スケジュールが分からない、移転場所が分からない、生活再建ができず住民の不安が多いことを十分承知の上、皆様へ計画を早急に示しながら進めていきたい。

橋場委員 住民合意が一番大事、スケジュールが間に合うのであれば、木山地区の区長会長の意見を聞いたうえで、再度審議会をするもの一案。

議長 橋場委員の質問について事務局返答願います。

事務局 町として今後のスケジュール等を考えると、本日審議をお願いしたい。

議長 本日採決を採ることとします。

富田委員 私も住民代表として審議員を委嘱されています。私たちは都市計画審議員となったからには理由書をしっかり理解し、益城町の日でも早い復興を目指す必要があります。審議会に出席する前に木山の役員の方に話を聞き、もう少し木山住民の賛成意見が多いと思い審議会に来ました。アンケートの回答率等及び座談会の参加者数を聞くと即採決には疑問をもちました。木山地区の住民を審議会に呼ぶ方が良いと思います。座談会の時に審議員への出席依頼があれば住民意見を直接聞くことができました、私たちも座談会等に呼んでほしかったです。行政の説明は一日も早い復興ですが、地元住民の土地財産に対する審議会の採決は非常に重い。

議長 富田委員の意見、事務局からの説明でありましたが、町は木山住民に対

し説明を行ってきました、木山地区の住民全員が座談会に出席することがベストですが、座談会出席できない住民もいます。審議会でも再度木山住民に意見を確認することは振出に戻るになってしまいます。事務局返答如何。

事務局 住民同意について、5月にアンケート調査を実施した。全体の2/3回答があり、回答のあった中では約2/3が事業に賛同です。また、地権者全体に対する賛同割合についての質問ですが、地権者全体で410名として過半数は超えています。

荒牧委員 昨年4月の2回の大地震により大きな被害を受けた住民が不自由な生活を送っていることを承知していますが、当土地区画整理事業は宅地被害の状況を考慮し一体的に整備すべきだと考えます。県町道沿線住民の要望に応じた土地配置を行い、住宅及びなりわい等を包括的に解決する必要があります。困難を伴う事業だが将来の子供のため成し遂げるべき事業です。

岩村委員 住民の合意形成について質問。地権者410名との説明ですが、座談会に参加された人400名、実質的に複数回参加した住民を考慮すると150名程度、全外の約40%程度の出席率。私たちは本議案を住民の意向を把握したうえで決定すべきです、住民の意見把握が十分ではないと考えます。このまま進めた場合、換地計画や事業反対者の問題が残ります。区画整理法上（組合施行の場合）7割以上の同意あれば事業が実施できます。この7割以上の同意を求め進めた方が良いと考えるが如何。

議長 岩村委員より、住民意見が十分に反映されて無いとの意見です。事務局返答願います。

事務局 住民の合意形成について、議会でも同様の意見がありました。アンケートの報告では、アンケート結果を踏まえ全体の過半数は賛同という共通認識です。住民の合意形成を待った場合、被災市街地復興土地区画整理事業はあくまでも被災から2年間で、今後決定が伸びた場合、町負担が増える可能性や、事業の県施行決定への影響がでる可能性があります。事業の進め方が住民を無視しているとの意見も一部あることも承知しておりますが、復興事業を進めていく上でハードル的なものもあります。復興に対し一日でも早い住民の生活再建を目指し事業計画しています。

神戸市に多くの意見を頂いた。神戸市では頭ごなしで決定し事業が困難になったとのことで、町としまして住民の理解を得るため4月に事前住民説明会、次に座談会勉強会を実施しました。計画を2年以内に決定するため早急に進める必要がありましたが、法定説明会は7月から11月に、都市計画決定は9月から12月に変更した。換地等に対する合意形成の問題はもちろんありますが、住民に丁寧な説明をするとともに意見を聞きながら、住民と一緒に進めていかなければならない、ご理解のほどお願いいたします。

岩村委員 今後しっかりと住民理解を求めながら進めてほしい。ただ410名の地権者1/2程度の同意では先が思いやられます。戸別訪問で一人一人理解を求めるべきなのではないか。座談会では決まった方が何度も出席し、全体の4割程度が参加、これでは問題があると考えます。2年間で実施する必要あるとのことだが、いまからでも戸別訪問し賛同を得るべきではないか。

事務局 年明けに戸別訪問する予定です。今後も県から人的財政的支援がある予定なので、町が前面に出ながら事業を進めていきます。各住民、まちづくり協議会、商工会等と協議を重ねながら計画を進めます、区域内の5カ所のまちづくり協議会、商工会に土地利用の意見を照会中です。この意見をまとめる親会を設置し各意見のすり合わせを行います。その上部機関として木山地区の協議会を設立し、この中で県町を含め協議の場を作り一つ一つの案件を解決します。本日の審議会は土地区画整理事業の区域範囲を決めるもので、これだけは本日決めていただきたい。事業内容は住民とじっくり練っていきたい。事業認可までの間にできるだけ早く進めていきたい。皆様の不安もわかるが、1日事業が遅れることで1日住民の再建が遅れるところでもあります。住民の皆様が1日も早く安全安心な町に住めるよう、よろしくお願ひしたい。

議長 10分程度トイレ休憩を行います。

【10分程度休憩】

議長 再開します。意見を聞きながら本日採決をします

住永委員 商工会長としての意見を述べます。商工会に熊本県がなんとしても私に会いたいとお見えになりました。事業協力の依頼に来ました、商工会と

してはぜひやりたい、いま4月14日から収入がない事業者もいます。木山の飲食店は合志市に出稼ぎに行っている状況、いつまで店を作らせないのか、区画整理事業の計画内で潤いのある商店街を作るので出店者を集めてほしい、また場所はどこが良いかとの話です。あめを一杯舐めさせてもらいました。商店街を作ってほしいということであれば、早く店を再開させてほしい。全然再開させないで、グループ補助金を申請し再開しようとしたら急に県道熊本高森線の拡幅でできなくなり、その拡幅範囲外で建築しようとしたら区画整理でまたできない、いつできるのか。商工会長として、商工会会員を守る必要があります。木山・広安・津森には地元で商いを行う者の商栄会という団体があります、しかし木山商栄会の会長は出て行ってしまいました、あなた達が追い出したとの話をしました。4月の説明会資料には、バラ色の話だけを掲載し、皆さんどうですかとアンケートを実施されました。きれいな町が良いですか、公園があった方が良いですか、商店街があったほうが良いですか、誰もそれに不可という人はいません。そのようなアンケートを行って、64%以上あったのでこの意見が大多数であり過半数あったとしています。4月の説明会資料には平成33年6月には事業完了と記載してあります。この期限で事業完了できるのか。来年の6月に事業認可を受けて、これまでは建築確認を申請すれば家屋を建築できる。あとで移転をする条件を付けて、事業認可後建築確認申請を受け付けますか、事業が完全に完了するまで受け付けないじゃないですか、その期間建築できません。熊本県の職員にこの資料を見せました、このようになっているが大丈夫かと尋ねました。その際こんなものできるわけがない、区画整理事業は最短10年かかりますといわれました。3年程度で区画整理事業ができているところはなかですばいと熊本県の職員にいわれました。別の熊本県の職員の意見、先ほどの熊本県の職員と一緒に会ったわけではないが、この資料を見せたところ、こんな案はあり得ないとのことでした。6月までに建築確認申請を出せず事業認可までに家屋の建築が間に合わなかった人は、10年15年後しか家屋を建てられないという現状を、地域の住民に説明をして可否を尋ね、ただあなた達が全員賛成すればすぐにできますよ、しかし何人か反対すればとの話をすると、反対の多い地域

は地区から外すとよいといわれました。知ってると思うがあの地域は色々と反対が多いともいわれた、その地域はどことは言いません。区画から外してよい、今の計画区域から外して線をいれるとよいという話もありました、これが県の考えです。町はこれを無視して、いつまでも家を建てさせず、生活再建させず、商工会の会員が飯も食べれず出稼ぎに行っています、この状態を皆様どう考えられますか。今日から役場の給料がなくなったらどう生活されますか、4月14日から食事ができないんですよ、4月の説明会資料に営業補償も行いますと記載しているが、4月14日から区画整理が完了する10年後までずっと営業補償してくれますか、それをお答えいただきたい。

議長 住永委員の質問に事務局返答願います。

事務局 当初予定の平成33年6月で事業完了できるかとの質問について、あくまで示しているのは予測スケジュールです。一番の問題は換地、この部分が上手くいった場合でスケジュールを作成しています。県の幹部の方がいわれたことについて、町からはなんともいえません。町は同意を早く頂けるよう動いていきます、そのためにも人的に町の職員が足りないので事業の支援を県に依頼し、財政的には町負担金が小さく、事業は大きく実施できる点もメリットだと考えています。補償の問題については、事業認可の後に調査の上補償します。今は補償内容を示せないが、個別補償の内容については調査後個別に協議します、平成28年4月からのさかのぼり補償はできません。都市計画決定となりましたら、仮店舗等の協議行います。

坂田委員 事業決定について意見です。皆さんの意見を聞くと、被災をされて、反対の住民、数字の上でも浮かび上がりましたが、しかしながら冒頭の住永委員から、審議員の中に木山地区住民がいないとの指摘がありました。もし木山地区の住民が審議会に入っても、この決定をすることはその人においても重大で苦しい立場です。自分の財産を守る立場ではありますが、二者択一の賛否非常に苦しい立場です。私たちは審議員を委嘱されたところから、益城町がどの方向を向いていくのかを心に念じ、説明会等で話を聞き、この場で賛成反対どちらが多いかわかりませんが、先に進めてほしいと願っている人が反対の方よりも数字の上で多いこと

が明らかなのであれば、事業を一日も早く前に進めるよう区域を決定する日が本日と承ってきました。審議会の案内の中で、事業の決定について審議するとありましたので、その心づもりで出席しましたが、冒頭のように木山地区の住人でないといわれてしまうと、責任の重大さがあるのかなと委縮するところもあるが、木山地区住民ではない立場で執行部の説明を聞いたうえで、反対の方もおられるます、早くしてとの賛成の声も聞こえます、それを加味し進めてはどうでしょうか。

議長 意見として承ります。

住永委員 事業認可が6月に下りた場合、いつから家屋を建築できるようになるのか質問。事業認可が下りると建築確認申請ができなくなります、事業完了まで完全に建築できないのか。そして事業完了までどれくらいかかりますか。熊本県の職員・県道熊本高森線4車線化を推し進めた別の熊本県の職員両者の意見は、早くて10年かかるといわれました。来年6月から10年程度家が建てられません。許可が下りないとのことだが如何。

事務局 家屋の建築が10年間できないとの意見ですが、私は違うと思います。それは区画整理の清算までが10年間と考えます。換地計画と皆様の部分的了承を受けたところから着手する、それがいつからとは申し上げられません。できるだけ早く換地をブロックごとに実施し工事を行いたい。全体ができてからの工事着手となれば期間はかなりかかると思います。一番早く進んでスケジュール案のとおり、できるところからします。平成30年が換地計画予定、31年中に早い部分では着工できると考えます。土地区画整理法第76条で建築許可がおりるような換地部分については家屋建築できます。区画整理事業の認可が下りると全区域建築できなくなるわけではありません、土地区画整理法第76条の建築許可については施行者の判断するところとなります。例えば道路工事などに支障が無いところ、全体が完了して工事ではありません。できるだけ皆さんが早く生活再建できるよう工夫しながら進めます。

議長 住永委員、今の説明で良いですか。

住永委員 本日、土地区画整理事業の採決を行うのは事業が遅れるからとの説明に終始しているが、実際はもっと遅れるじゃないですか。本日町が決定したらもっと遅れるじゃないですか、だれが責任を取りますか、今日採決

で賛成した人を全部私は名前を控えますよ、その地域に住んでいる人の意見をもう一度聞いてください。このようなバラ色の説明資料では納得できません。絵で例えるならば葛飾北斎の富士の絵をみてよかねと思ひ、できたのはピカソの絵のような結果になると思います。木山の住民の意見をまとめてから審議会をしてほしい。この計画どおりにはできないと思っています。今なら建築確認すれば家屋建築できます。その建築についても要請があれば移転する旨の条件付きで建築許可しています。区画整理事業に迷惑をかけないではないか、そのような条件付きなら建ててもよいではないか。私は商工会会員に店をさせても良いじゃないですか、それが本当の行政だと思います。住民の生活権です。土地は登記して毎年税金を払っています、その土地を町が没収するのと一緒ですよ、お金を払うから良いじゃないかではない。そこを奪うということを真剣に考えていただきたい、どうしても採決するのであればかまいません、もう一度地域住民の意見を聞いて審議会を開いてくださいというお願いです。どうしても採決するのであればその人の名前を控えていきます。

議長 住永委員の意見わかりました、このことについては事務局・委員も理解しています。本日は採決を採るとの招集、議長として採決を採りたいと思います。

富田委員 この採決は、この地区界線を決定するとの認識でよろしいですか、区画整理内レイアウトは関係ないとの認識で間違いはないですか。この審議が決すれば、町と木山の住民が内容を協議して決めると考えてよろしいですか。

議長 富田委員の意見について、事務局返答願います。

事務局 富田委員の御見込みのとおりです。枠の範囲の都市計画決定になります。区域の範囲です。内容に関しては事業の認可となりますが、皆様に事業内容を示しながら進めます。先ほど説明したものはあくまで案であり、内容は今後決定します。

住永委員 住民に内容を知らせてからの審議会のはず、内容を先に住民に知らせないで良いのか、絵空事を描いたもので住民に説明して、住民に先に説明をして、順番が間違っていると考えます。

事務局 町が区画整理とはどのようなものか説明してきました、この事業計画の

中でこのようなものができる、あくまで案だが今後の流れの全体像を住民の皆様が理解しやすいよう案を作成し示し説明してきました。ゾーニングについても説明用の案です。それでもよくわからないとのことで、地元住民の中に入りまちづくり協議会に素案的なものとして示しながら今後内容の協議を詰めていきたいと思いますと進めてきました。今後内容の協議がまとまり大枠了承を頂いたら、6月の事業認可に向けて素案を完成させその内容を住民に示していきます。今回は施行地区界の決定です。事業内容については再度6月の事業認可に向けて素案を練り示す。順番が逆だといわれていますが、確かに素案として示したもので決定したものではありませんが、区画整理に対する住民の皆様の理解を深めるため用意した図となり示したものです。今回は区画整理の外枠を決める都市計画決定です。

橋場委員 都市計画決定、事業区域の設定後は、家屋が建てられますか。

事務局 今回示している地域については、今年3月に被災市街地復興推進地域を定めています、この地域は建築制限がかかっています、普通の個人の木造家屋であれば許可しなければならない。今回都市計画決定後の建築制限についても、これに比べ建築制限が厳しくなるわけではなく、大きくは変わりません。事業地内であっても同様。本当は町として土地区画整理事業地内での建築は、すぐに移転の可能性があるのでは家屋の建築は待っていただきたい。しかし、建築確認の申請があった場合、事業がある予定なので移転の可能性があり要請した際は移転願いますという文を添えて建築許可をしています。また、事業認可後は土地区画整理法第76条の規定に基づき施行者で審議し事業に支障がないと判断し許可すれば建築できます。土地区画整理事業の都市計画決定をしても、被災市街地復興推進地域があるので建築制限的には変わりません。

橋場委員 来年6月の事業の認可後であっても、木造1階建てのような家屋は建築できますが、ただし、公園道路等予定範囲内の土地の場合は不可との認識で良いですか。それとも来年6月から建築不可とのことですか。

事務局 事業認可までは現建築制限とそれほど変わりはありません。事業認可後は原則不許可ですが、土地区画整理法第76条で道路公園等の範囲でなく事業に支障がないと判断され施行者から許可がおりるならば建築でき

ます。

議長 本議案「熊本都市計画益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の決定（益城町決定）」の採決をしたいと思います。本件について賛成の方は挙手願います。

— 賛成挙手 3名 —

住永委員（賛成委員の）写真撮りました。退席した岩村委員は私に一任することでした。

議長 退席した岩村委員より聞いております。

議長 第1号議案は反対多数です。

議長 最後に、次第5その他とありますので、審議事項以外でご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

【質問等無し】

他にないようですので、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 事務局よりその他報告事項です。昨年策定されました復興計画に基づく、街路事業（都市計画道路）整備と、その街路事業整備に伴う地区計画（馬水西原地区、安永宮ノ本地区）の区域の変更に関する説明会を来年1月8日から10日に行う予定です。法定手続きを、経まして来年3月頃に都市計画審議会を開催させていただく予定ですので、よろしくお願いたします。

橋場委員 今議案は否決されたとのことか、そうすればスケジュールがずれるかと思うが、今後のスケジュールどうなりますか、急いでやらなければ困難になるのではないか

議長 事務局が検討します。本日他にありませんようでしたら、本日予定しておりました内容は終了いたしましたので議事の進行を事務局にお返しいたします。

事務局 稲田会長におかれましては議事の進行大変ありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日の益城町都市計画審議会を終了させていただきます。皆さまお疲れ様でした。